

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・21年10月号



★手をかざすだけで万病が治る?!・・・福岡県消費生活センター

(相談事例)

友人から癌や難病が治るとい健康セミナーに誘われました。持病を治したかったので無料体験に参加して、有名な先生という人からパワーを受けました。効果はよく分からなかったのですが、断りづらい雰囲気だったので10回コースに申し込んでしまいました。が、「治癒力を高めるには、自分だけでなく他人にもパワーを与えることが必要なので、誰か連れてくるように」とも言われ、不信感を抱きました。どうすればいいのでしょうか？

(事例処理)

この相談者は授業料をまだ払っていなかったため、納得できないようであればまず解約の申し出をするよう助言し、併せて書類の書き方や送り方についてアドバイスをしました。

授業料を払ってしまった場合も、契約時に虚偽の説明があれば、消費者契約法の不実告知などを根拠に返金を求めることが可能です。

(アドバイス)

病気や悩みを抱えているときは、つい「治る」「幸せになる」などといった言葉を信用したくなりますが、不安や悩みにつけこむ詐欺商法は多数見受けられます。契約の際は冷静にかつ慎重に検討し、少しでもおかしいと思ったら、家族や消費生活センターに相談しましょう。

★以前の契約情報が悪用され、新たな被害に!・・・宗像市消費生活センター

(相談事例)

9年前にデート商法で女性から電話で呼び出され、宝石を4回契約し、支払いました。昨夜自宅に男性から電話があり、「ブライダルフェアのお知らせをする契約になっていたが、半年間連絡が取れなかったのでトラブルの対象者になっている。今後のことを話し合いたいので、明日の朝10時に、免許証などの身分証明書を持ち、待ち合わせ場所に来るように」と言われました。契約書を失くしているため、そのような約束になっていたかどうかよく分かりません。(30歳代 男性 給与)。

(解説)

過去の契約情報を悪用した詐欺の可能性があるので、待ち合わせ場所には行かずに無視するよう助言しました。身分証明書を持参するように言われていることから、消費者金融などで借入れをさせられ、何らかの口実で金銭をだまし取られる危険性も考えられます。相談者には慎重に対応するよう注意を促し、自宅と勤務先を相手に知られているため、地元警察署への相談を勧めました。

(アドバイス)

最近、過去の契約を元に、うその口実で新たな契約をさせたり、金銭をだまし取る悪質な手口が増えていきます。また、たまたま訪問販売で布団の契約をしたことがある人に『消費者問題対策確認書』と書かれた葉書が届き、問い合わせたところ「布団代金未払いで訴えられているので弁護士を紹介する」と言われ、弁護士費用を請求されたとの相談もありました。商品などを受け取り、支払いが完了していれば契約は終了しています。相手に言われるまま新たな契約を交わしたり、金銭を振り込んだりすることがないように気をつけてください。曖昧な対応は禁物です。

困ったときは、
気軽にご相談
下さい



●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県	092-632-0999	(日曜日でも電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日でも相談可)
久留米市	0942-30-7700	
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。